

生徒心得

本校は「誠実と創意」の校訓にのっとり、豊かな人間性の創造を目標としています。
この目標を実現するために、生徒は勉学に励むとともに、心身の向上のところがけ、互いに人間として
触れ合い、尊敬しあって学校生活を送り、本校生徒としての自覚と誇りを養うことが大切です。

1. 礼儀について

- (1) お互いに言葉づかいに気をつけて、明るい気持ちで対応しましょう。
- (2) 来訪者には親切に、会釈を忘れないようにしましょう。
- (3) 職員室に入るときはノックし、用件をはっきり言いましょう。

2. 服装について

服装はその人の心のさまざまな状態を表しています。他の人に対して印象よく接するためにも、清潔
端正さが望まれます。以下に示す服装規定をよく守り、本校生徒としての身分を明らかにしましょう。

- (1) 必ず本校規定の制服を着用し、所定の位置に校章をつけましょう。
- (2) 頭髪は清潔にし、染毛脱色したり、パーマをかけたりしてはいけません。またアクセサリーの
使用及び化粧は許可しません。
- (3) 履物は色、型ともに華美でないものにかぎります。
- (4) セーター、ベストは本校指定のものにかぎります。
冬季は防寒具として手袋、オーバー・コート、襟巻（マフラー）の使用を登下校時のみ
認めます。ただし、色、型が華美でないものにかぎります。
- (5) 実習および体育の時は別に定められた服装にかぎります。
- (6) やむを得ない理由により、正規の服装を守れないときは、異装許可書を生活指導課に提出
して許可を受けましょう。

3. 校内の行動について

- (1) 生活を規則正しくし、登下校の時間を守りましょう。（午後5時までには下校しましょう。）
- (2) 登校後は許可なく外出してはいけません。必要があって外出、または欠課する時は必ず担任の
許可を受けましょう。
- (3) 教室内は常に、清潔整頓に注意しましょう。
- (4) 昼食は定められた時間に教室または食堂で行い、その他みだりに飲食しないようにしましょう。
- (5) 貴重品、多額の金銭は持参しないようにしましょう。必要上持参した場合は常に身につけて
おくようにしましょう。
- (6) 学校生活に不必要図書あるいは物品を持ってこないようにしましょう。また所持品は学校に
残して置かないようにしましょう。
- (7) 必要以外の部屋に出入りしてはいけません。
- (8) ポスターの掲示、ビラの配布は必ず事前に生活指導課に届け、許可を受けましょう。

4. 非行について

本校生徒としての本分を忘れ、生徒心得の主旨に反するような行為は、自分の人格を害するばかりでなく本校の歴史と校風をも損なうものです。この意味においてすべての生徒はここに示された「心得」の精神を理解し、各項目について忠実に実行すべきですが、次にあげるような行為を校内外で行った場合は特別指導の対象となります。

- (1) 喫煙、飲酒したもの（所持、同席も含む）
- (2) 理由の如何に関わらず暴力行為のあったもの
- (3) 故意に学校の備品・設備を損傷したもの
- (4) 学力テストに不正行為のあったもの
- (5) 交通法規違反したもの
- (6) 風俗営業店に出入りしたもの
- (7) 怠学したもの
- (8) (1)～(7)以外で特別指導が必要であると判断される問題行動をおこなったもの

交通に関する規則

交通規則や交通道德を守り、各自が交通事故に遭遇することを防ぐと共に、他人に迷惑をかけないように心がけること。

〔I〕二輪車・自動車について

二輪車・自動車の運転に関わる事故に遭い、高校生活ひいては人生を台無しにする人がいます。二輪車・自動車については、保護者の方ともよく相談し、その必要性についてよく考えること。

①運転取得

(イ) 免許は原則として、休暇中に取得すること。

②届け出

(イ) 免許を取得するときは、自動車学校に入学手続きをする前に必ず保護者より学校へ届け出ること。

(ロ) 免許を取得したら、運転免許証を持参の上すみやかに学校（担任と生活指導課）へ届け出て、登録すること。

(ハ) 二輪車・自動車を購入した時は、車種等を必ず学校（担任と生活指導課）へ届け出ること。

③乗車

(イ) 無免許で絶対に運転しないこと。

(ロ) 無保険車には、絶対に乗車しないこと。

(ハ) 通学（学校行事も含む）時には、二輪車・自動車を使用しないこと。

(ニ) 暴走行為と呼ばれるような行為や、無謀な運転は絶対にしないこと。

④安全運転

(イ) 運転免許取得者は、必ず交通安全講習会に参加すること。

(ロ) 二輪車・自動車の特性をよく知り、交通ルールを確実に守り運転すること。

(ハ) 二輪車・自動車の改造をしないこと。

⑤違反行為の届け出

交通違反をした者は、その都度学校（担任）に必ず届け出ること。

⑥その他

次にあげるような行為は、特別指導の対象とする。

- （イ）運転免許停止以上の行政処分を受けた場合。
- （ロ）無免許運転およびほう助をした場合。
- （ハ）通学に二輪車・自動車を使用した場合。
- （ニ）無届けで運転免許を取得した場合。

〔Ⅱ〕自転車について

- ①通学に使用するとき、学校（担任と生活指導課）へ届け出て許可を受けること。
- ②自転車保険に必ず入ること。
- ③届け出済の者は、必ず登録ラベルを車体の見えやすい所に貼付けること。
- ④登録ラベルのない自転車では通学しないこと。
- ⑤2人乗りは絶対にしないこと。
- ⑥道路交通法により傘を差しての運転はやめ、必ずレインコートを着用すること。
- ⑦校内では乗車しないこと。
- ⑧自転車置場のルールを守り、所定の自転車置場に整頓して置くこと。
- ⑨定期的に車体の点検を行うこと。
- ⑩「アクセル付きフル電動自転車」もしくは「フル電動自転車」、「電動キックボード」（特定原付）での通学は禁止。
- ⑪盗難防止に努めると共に、盗難があれば所轄の警察署（派出所でも可）および学校（担任と生活指導課）に届け出ること。